

平成14年10月9日
企業会計基準委員会

実務対応報告第5号

「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その1)」の公表

公表にあたって

企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）では、平成14年度税制改正による連結納税制度の創設に伴い、連結納税制度を適用する場合の中間財務諸表等における税効果会計等に関する当面の取扱いについて検討してまいりましたが、平成14年10月4日の第21回企業会計基準委員会で標記の実務対応報告（以下「本実務対応報告」という。）を承認しましたので公表いたします。

本実務対応報告につきましては、平成14年8月29日に公開草案を公表し、広くコメントの募集を行った後、当委員会において、寄せられたコメントを検討し、公開草案の修正を行った上で、公表するに至ったものです。

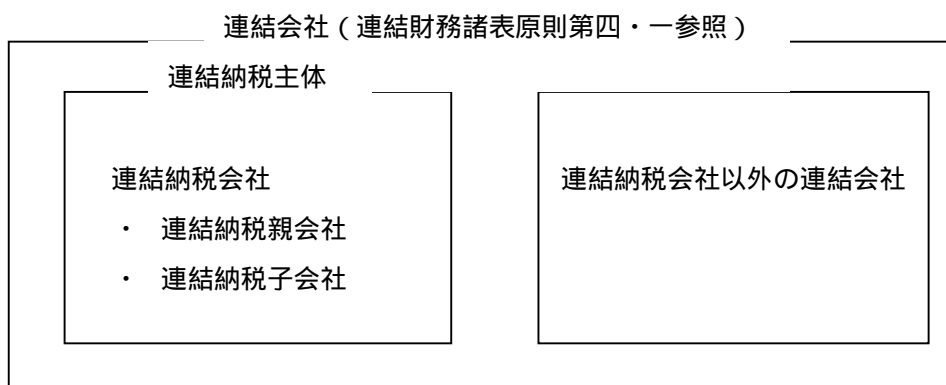
なお、連結納税制度に関する会計処理の、その他の論点及び設例も含めた全般にわたる実務上の取扱いにつきましては、今後、連結納税制度に関する詳細が更に明らかになった時点で、公表する予定です。

以 上

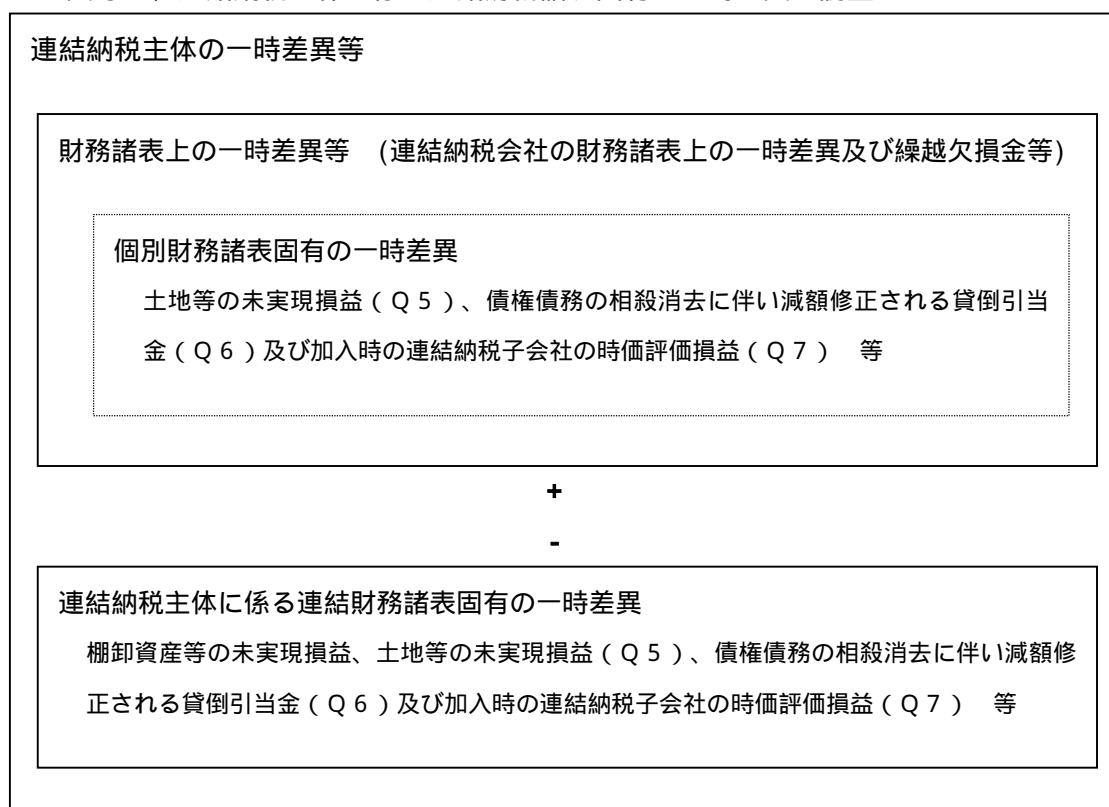
本実務対応報告の概要

用語

- 連結納税会社 連結納税制度を適用する各会社
- 連結納税主体 連結納税会社の会社群を全体で1つの納税主体として取り扱う場合の当該納税主体
- 連結納税親会社 連結納税会社のうち、法人税法第2条第12の7の2号に規定する連結親法人
- 連結納税子会社 連結納税会社のうち、法人税法第2条第12の7の3号に規定する連結子法人



- 財務諸表上の一時差異等 財務諸表上の一時差異（税効果会計基準第二・一・2(1)参照）及び繰越欠損金等（同基準第二・一・4参照）
- 連結納税主体に係る連結財務諸表固有の一時差異（税効果会計基準第二・一・2(2)参照）
- 個別財務諸表固有の一時差異 財務諸表上の一時差異のうち、連結納税主体における資本連結手続及びその他の連結手続の結果消滅する一時差異
- 連結納税主体の一時差異等 連結納税主体において、連結納税会社の財務諸表上の一時差異等に、連結納税主体に係る連結財務諸表固有の一時差異を調整したもの



範囲

- 主として、連結納税主体における法人税に係る税効果会計及び連結納税会社の個別財務諸表における法人税に係る税効果会計の適用について取り扱う。

主な会計処理

連結納税を適用した場合の税効果会計の考え方

- 連結納税制度を適用した場合の連結財務諸表における法人税に係る税効果会計は、まず、連結納税主体について税効果会計を適用した後、税効果会計を適用した連結納税会社以外の連結会社とともに、連結財務諸表作成手続において、連結財務諸表固有の一時差異に対して税効果会計を適用する。
- 連結納税主体においては、連結納税主体の一時差異等に対して、法人税に係る繰延税金資産及び繰延税金負債並びに法人税等調整額を計算する。
- 連結納税主体の法人税に係る繰延税金資産については、連結納税主体を一体として回収可能性を判断する。
- 連結納税会社の個別財務諸表においては、財務諸表上の一時差異等に対して、法人税に係る繰延税金資産及び繰延税金負債並びに法人税等調整額を計算する。

繰延税金資産及び繰延税金負債の計算

- 連結納税制度を適用した場合の繰延税金資産及び繰延税金負債は、連結納税制度の法人税と単体納税制度の住民税及び事業税に区分して把握する必要があると考えられる。
- 連結納税主体の法人税に係る繰延税金資産及び繰延税金負債は、連結納税主体の一時差異等に対し、法人税の法定実効税率を乗じて計算する。

付加税率の取扱い

- 平成14年4月1日から平成16年3月31日の期間に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算は、付加税率2%を上乗せして行うこととなるが、簡便的に、投資その他の資産として表示される繰延税金資産又は固定負債として表示される繰延税金負債について、また、流動資産として表示される繰延税金資産については、一律に付加税率を含まない税率で計算することも認められるものとする。

以 上